

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（247）」
2. 日時：平成29年7月31日 11時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理規制調査官、山口安全管理規制調査官、宮本管理官補佐、津金安全審査官、正岡安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、田尻安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：電源事業本部 担当課長(原子力電気設計)

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課副課長

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 総括マネージャー

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 降下火砕物堆積による建物・構築物に係る影響評価において、設計方針及び評価方針を整理して提示すること。また、降下火砕物に対する対策として、除灰を行う場合は、その運用等を明示し提示すること。
 - 平成29年7月19日の原子力規制委員会において決定された「発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価に関する検討結果及び今後の予定について」の対応状況について、整理して提示すること。
 - 降灰時において、使用済燃料乾式貯蔵建屋の冷却機能が維持出来ることを整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）